

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 開示書類の不提出、虚偽記載等に係る課徴金の計算に関する事項

- (1) 継続開示書類の不提出に係る課徴金の計算における監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずるものとして、直前事業年度の日数が不提出に係る有価証券報告書の事業年度の日数に満たない場合で、かつ、直前事業年度の監査報酬額が 400 万円に満たない場合等を定める（第 1 条の 2）。
- (2) その不提出が課徴金の対象となる臨時報告書に記載すべき投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項として、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項各号に定める事項等を定める（第 1 条の 5）。
- (3) その他課徴金額の算定の基礎となる市場価額の算定方法等について定める。

2. 不公正取引に係る課徴金の計算に関する事項

- (1) 不公正取引に係る課徴金の計算における手数料等の額として、当該取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額等を定める（第 1 条の 10、第 1 条の 13、第 1 条の 16、第 1 条の 19、第 1 条の 21）。
- (2) 不公正取引に係る課徴金の計算における違反者と密接な関係を有する者として、違反者の親会社、子会社等を定める（第 1 条の 11 第 1 項、第 1 条の 14 第 1 項、第 1 条の 17 第 1 項、第 1 条の 20 第 1 項、第 1 条の 23 第 1 項及び第 3 項）。
- (3) 不公正取引に係る課徴金の計算における違反者と特殊の関係にある者として、違反者の親族等を定める（第 1 条の 11 第 2 項、第 1 条の 14 第 2 項、第 1 条の 17 第 2 項、第 1 条の 20 第 2 項、第 1 条の 23 第 2 項及び第 4 項）。
- (4) その他課徴金額の算定の基礎となる最低の価格に相当する価格等について定める。

3. 審判手続

- (1) 被審人又はその代理人が第一回審判期日前に違反事実等を証する資料の閲覧等を申し立てることを可能とする（第 30 条第 4 項）。
- (2) 課徴金の減算制度における当局への報告の方法等を定める（第 61 条の 7）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。